

名古屋市告示第5号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく拡散防止管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の4第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、汚染の拡散の防止等の措置を講ずることが必要な区域を指定します。

令和 8年 1月 9日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 指定する区域

名古屋市南区桜本町23番の一部、24番の一部及び27番の一部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

3 講すべき汚染の拡散の防止等の措置

地下水の水質の測定

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課